

新旧対照表

(沖特法等の施行に伴う関税等の取扱いについて)

新	旧
<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて</p> <p>(輸入の際の取扱い)</p> <p>2 - 2 法第 83 条第 1 項第 2 号《小規模企業に係る製造用原材料の減免税》に規定する原材料(以下「小規模企業製造用原材料」という。)の輸入の際の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 令第 114 条第 4 項《関税率法施行令の規定の準用》において準用する関税率法施行令第 58 条第 1 項《軽減税率の適用についての手続き》に規定する書面は、「小規模企業製造用原材料、発電用石油、生活消費物資減免税證明書」(別紙様式 1 )とし、2 通(原本、事後確認用)を輸入(納税)申告書に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税關官署と減免税に係る貨物の使用地を所轄する税關官署とが異なるときは、うち 1 通(事後確認用)を当該貨物の使用地を所轄する税關官署へ送付する。</p> <p>(2) 小規模企業製造用原材料の輸入申告に際しては、令第 114 条第 3 項において準用する令第 113 条第 3 項《減免税割当證明書の提出等》の規定により提出される「減免税割当證明書」(令第 115 条第 3 項《減免税割当證明書の発給》の規定により沖縄県知事が発給するもので、沖縄県の区域における製造用原材料の減免税割当制度に関する省令(昭和 47 年 5 月農林省令第 33 号)様式第 2 に規定する様式によるもの。以下「割当證明書」という。)について次のことを確認する。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(割当證明書の提出猶予の取扱い)</p> <p>2 - 4 令第 114 条第 3 項において準用する令第 113 条第 3 項ただし書《減免税割当證明書の提出猶予》の規定に関する用語の意義及びその取扱については、次による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(割当證明書の提出が猶予された場合の輸入手続)</p> <p>2 - 5 令第 114 条第 3 項において準用する令第 113 条第 3 項ただし書の規定に基づき割当證明書の提出が猶予された小規模企業製造用原材料の輸入手続に</p>	<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて</p> <p>(輸入の際の取扱い)</p> <p>2 - 2 法第 83 条第 1 項第 2 号《小規模企業に係る製造用原材料の減免税》に規定する原材料(以下「小規模企業製造用原材料」という。)の輸入の際の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 令第 114 条第 3 項《関税率法施行令の規定の準用》において準用する関税率法施行令第 58 条第 1 項《軽減税率の適用についての手続き》に規定する書面は、「小規模企業製造用原材料、発電用石油、生活消費物資減免税證明書」(別紙様式 1 )とし、2 通(原本、事後確認用)を輸入(納税)申告書に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税關官署と減免税に係る貨物の使用地を所轄する税關官署とが異なるときは、うち 1 通(事後確認用)を当該貨物の使用地を所轄する税關官署へ送付する。</p> <p>(2) 小規模企業製造用原材料の輸入申告に際しては、令第 114 条第 2 項において準用する令第 113 条第 2 項《減免税割当證明書の提出等》の規定により提出される「減免税割当證明書」(令第 115 条第 3 項《減免税割当證明書の発給》の規定により沖縄県知事が発給するもので、沖縄県の区域における製造用原材料の減免税割当制度に関する省令(昭和 47 年 5 月農林省令第 33 号)様式第 2 に規定する様式によるもの。以下「割当證明書」という。)について次のことを確認する。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> <p>(割当證明書の提出猶予の取扱い)</p> <p>2 - 4 令第 114 条第 2 項において準用する令第 113 条第 2 項ただし書《減免税割当證明書の提出猶予》の規定に関する用語の意義及びその取扱については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(割当證明書の提出が猶予された場合の輸入手続)</p> <p>2 - 5 令第 114 条第 2 項において準用する令第 113 条第 2 項ただし書の規定に基づき割当證明書の提出が猶予された小規模企業製造用原材料の輸入手続に</p>

新旧対照表

(沖特法等の施行に伴う関税等の取扱いについて)

新	旧
<p>については、次による。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(輸入後の取扱い)</p> <p>2 - 6 小規模企業製造用原料品の輸入後の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 用途外使用等の承認申請手続</p> <p><u>令第 114 条第 4 項</u>において準用する関税定率法施行令第 10 条《製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続》に規定する申請書は、「用途外使用承認申請書」(税関様式 T 第 1140 号)中「<u>関税定率法第 一 条第 一 項</u>」を「<u>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 83 条第 4 項</u>において準用する<u>関税定率法第 20 条の 2 第 2 項</u>」に訂正したものとし、2 通(原本、承認書用)を承認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税關官署に提出させ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 亡失の届出</p> <p><u>令第 114 条第 4 項</u>において準用する関税定率法施行令第 11 条第 1 項《製造用原料品等の亡失の届出》に規定する届出書は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油亡失届」(別紙様式 4)とし、2 通(原本、交付用)に亡失地を所轄する警察官署その他の公的機関の災害等等についての証明書を添付して提出させ、税關において亡失の事実を確認したときは、うち 1 通(交付用)に確認印を押なつして届出者に公布する。</p> <p>(4) 滅却の承認申請手続</p> <p><u>令第 114 条第 4 項</u>において準用する関税定率法施行令第 11 条第 2 項《製造用原料品の滅却の場合の手続》に規定する申請書は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油滅却承認申請書」(別紙様式 5)とし、2 通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>滅却の承認を受けた申請者が関税の軽減又は免除を受けた貨物を滅却するときは、原則として、税關職員が立ち会うものとする。</p> <p>(5) 用途外使用等にかかる貨物の変質又は損傷による減税の手続</p> <p><u>令第 114 条第 4 項</u>において準用する関税定率法施行令第 11 条第 3 項《製造用原料品の用途外使用等の場合における変質又は損傷による減税の手続》に規定する申請書は、「<u>変質・損傷減税申請書</u>」「<u>変質・損傷減税明細書</u>」(税關様式 T 第 1010 号)の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ使用させ</p>	<p>については、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(輸入後の取扱い)</p> <p>2 - 6 小規模企業製造用原料品の輸入後の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 用途外使用等の承認申請手続</p> <p><u>令第 114 条第 3 項</u>において準用する関税定率法施行令第 10 条《製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続》に規定する申請書は、「用途外使用承認申請書」(税關様式 T 第 1140 号)中「<u>関税定率法第 一 条第 一 項</u>」を「<u>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 83 条第 4 項</u>において準用する<u>関税定率法第 20 条の 2 第 2 項</u>」に訂正したものとし、2 通(原本、承認書用)を承認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税關官署に提出させ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 亡失の届出</p> <p><u>令第 114 条第 3 項</u>において準用する関税定率法施行令第 11 条第 1 項《製造用原料品等の亡失の届出》に規定する届出書は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油亡失届」(別紙様式 4)とし、2 通(原本、交付用)に亡失地を所轄する警察官署その他の公的機関の災害等等についての証明書を添付して提出させ、税關において亡失の事実を確認したときは、うち 1 通(交付用)に確認印を押なつして届出者に公布する。</p> <p>(4) 滅却の承認申請手続</p> <p><u>令第 114 条第 3 項</u>において準用する関税定率法施行令第 11 条第 2 項《製造用原料品の滅却の場合の手続》に規定する申請書は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油滅却承認申請書」(別紙様式 5)とし、2 通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち 1 通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>滅却の承認を受けた申請者が関税の軽減又は免除を受けた貨物を滅却するときは、原則として、税關職員が立ち会うものとする。</p> <p>(5) 用途外使用等にかかる貨物の変質又は損傷による減税の手続</p> <p><u>令第 114 条第 3 項</u>において準用する関税定率法施行令第 11 条第 3 項《製造用原料品の用途外使用等の場合における変質又は損傷による減税の手続》に規定する申請書は、「<u>変質・損傷減税申請書</u>」「<u>変質・損傷減税明細書</u>」(税關様式 T 第 1010 号)の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ使用させ</p>

新旧対照表

(沖特法等の施行に伴う関税等の取扱いについて)

新	旧
<p>て差し支えない。)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(6) 帳簿の備付け  <u>令第114条第4項</u>において準用する関税定率法施行令第59条《帳簿の備付け》に規定する帳簿は、「小規模企業製造用原材料、発電用石油に関する帳簿」(別紙様式6)によるものとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>て差し支えない。)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(6) 帳簿の備付け  <u>令第114条第3項</u>において準用する関税定率法施行令第59条《帳簿の備付け》に規定する帳簿は、「小規模企業製造用原材料、発電用石油に関する帳簿」(別紙様式6)によるものとする。</p> <p>(7) (同左)</p>